【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2024年2月8日

 【会社名】
 SWC C株式会社

 【英訳名】
 SWCC Corporation

【代表者の役職氏名】代表取締役社長長谷川 隆代【本店の所在の場所】川崎市川崎区日進町 1 番14号

【電話番号】 (044)223-0530

【事務連絡者氏名】 戦略本部 執行役員 上條 俊春

【最寄りの連絡場所】 川崎市川崎区日進町1番14号

【電話番号】 (044)223-0521

【事務連絡者氏名】 戦略本部 執行役員 上條 俊春

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 477,360,000円

【安定操作に関する事項】該当事項はありません。【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 SWCC株式会社(E01336) 訂正有価証券届出書(参照方式)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年2月8日付で「第128期第3四半期報告書(自2023年10月1日 至2023年12月31日)」を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2024年2月2日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2024年3月期第3四半期(自2023年4月1日 至2023年12月31日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2024年3月期第3四半期(自2023年4月1日 至2023年12月31日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第127期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)2023年8月7日関東財務局長に提出 事業年度 第128期第2四半期(自2023年7月1日 至2023年9月30日)2023年11月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年2月2日)までに、以下の臨時報告書を提出 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく 臨時報告書を2023年6月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第127期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日)2023年8月7日関東財務局長に提出 事業年度 第128期第2四半期(自2023年7月1日 至2023年9月30日)2023年11月7日関東財務局長に提出 事業年度 第128期第3四半期(自2023年10月1日 至2023年12月31日)2024年2月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(<u>2024年 2 月 8 日</u>)までに、以下の臨時報告書 を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく 臨時報告書を2023年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(<u>2024年2月2</u>日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(<u>2024年2月2日</u>)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(2024年2月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(<u>2024年</u>2月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。